

にしごう関係人口創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村への、観光客の増加、村内事業者の人手不足解消、関係人口の創出及び将来的な移住希望者の増加を図るため、にしごう関係人口創出支援事業補助金の交付について、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「おてつたびサービス」とは、株式会社おてつたびが事業者又は団体と全国からの参加者（以下「参加者」という。）をマッチングするサービスをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、おてつたびサービスを利用して福島県外の市区町村に居住している参加者を雇用する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金対象事業を実施する西郷村内の事業者又は団体であって、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 補助金の交付を申請した日において、本村内に事業所又は活動拠点を有すること。
- (2) 役員又は従業員が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- (3) 反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (4) 本村における税金等の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助額は別表に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業開始の前日までに、にしごう関係人口創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) にしごう関係人口創出支援事業補助金参加者名簿（様式第2号）
- (2) 参加者との雇用契約及び補助事業に要する経費の額が確認できる書類の写し

2 申請者は、参加者とともに活動内容に関するインタビューを受けるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、にしごう関係人口創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業実施後30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、にしごう関係人口創出支援事業補助金実績報告書（様式第4号）による実績報告を行わなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第9条 交付決定者は、村長が当該事業に関する報告、関係書類又は帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 村長は第8条の規定により提出された実績報告書等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、にしごう関係人口創出支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、にしごう関係人口創出支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金の申請等に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

（2） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3） 前各号に掲げるもののほか、村長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 村長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費	2 補助額	3 上限額（単年度）
宿泊費 参加者が滞在するために必要となった経費に限る	定額 参加者1名、1泊あたり5千円	1 事業者あたり10万円